

雇用保険法施行規則の改正内容について

- 1 地域雇用開発促進法の改正に伴い、以下の改正を行う。
 - ① 「地域雇用開発促進助成金」を「地域雇用開発助成金」に見直し(具体的な内容は別添のとおり。)
 - ② キャリア形成促進助成金の「地域人材高度化能力開発助成金」を「地域雇用開発能力開発助成金」に見直し(具体的な内容は別添のとおり。)
 - ③ 地域求職活動援助事業の廃止
 - ④ 地域雇用創造推進事業の創設
 - ・ 地域の協議会が提案する次に掲げる事業であって、厚生労働大臣が同意自発雇用創造地域における雇用創出に資するために適当であると認めるものを行う。
 - 一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であって、新事業分野への進出等に伴い地域求職者を雇い入れようとするものへの助言、指導等を行う事業
 - 二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は内定者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための講習等を行う事業
 - 三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の求人情報等を収集・提供し、並びに地域求職者等の相談に応じ、助言、指導等を行う事業
 - 四 その他自発雇用創造地域の雇用の創造に資すると認められる事業
- 2 雇用機会を特に増大させる必要があると認められるものとして厚生労働大臣が指定する「過疎雇用改善地域」に離島地域を加え、名称を「過疎等雇用改善地域」とする。

2. 施行期日

8月1日